

年の中で退職した方の記載例

給与所得のみの方で、年末調整を受けていない場合

【第一表】

この申告書は、国税庁HP確定申告等作成コーナーで作成できます

手順1
7ページ
参照

手順2
8ページ
参照

手順3
13ページ
参照

マイナンバー
(個人番号)を
記入する必要
があります。

明治・「1」
大正・「2」
昭和・「3」
平成・「4」

手順4
21ページ
参照

○黒字の場合…
100円未満の端数
を切り捨てた金額
(黒字の金額が
100円未満の場合
は「0」)を記入し
ます。

○赤字の場合…
金額の頭に「△」
又は「-」をつけ
てそのままの金額
を記入します。

手順5
26ページ
参照

該当する事項が
ある方のみ記入
します。

手順5
26ページ
参照

還付される税金
がある方のみ記
入します。

○ ○ 税務署長 平成 30 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B FA0124

住所 XXX-XXXX
フリガナ コクセ イ タロウ
氏名 国税 太郎
生年 3 59 11 02
職業 無職

収入金額等	所得金額	所得から差し引かれる金額	税	税の計算	その他の
事業等 277000	事業等 1298400	社会保険料控除 590497	課税される所得金額 277000	所得税 13850	配当控除 13850
不動産 2115560	雑損控除 1020497	生命保険料控除 50000	上の①に対する税額 13850	配当控除 13850	所得税 67850
配当 2115560	医療費控除	基礎控除 380000	配当控除 13850	所得税 14140	所得税 53710
雑 1298400	社会保険料控除 590497	合計 1020497	所得税 13850	所得税 14140	所得税 53710
合計 1298400	生命保険料控除 50000		所得税 13850	所得税 14140	所得税 53710
	地震保険料控除		所得税 13850	所得税 14140	所得税 53710
	寄附金控除		所得税 13850	所得税 14140	所得税 53710
	寡婦・寡夫控除 0000		所得税 13850	所得税 14140	所得税 53710
	勤労学生・障害者控除 0000		所得税 13850	所得税 14140	所得税 53710
	配偶者特別控除 0000		所得税 13850	所得税 14140	所得税 53710
	扶養控除 0000		所得税 13850	所得税 14140	所得税 53710
	基礎控除 380000		所得税 13850	所得税 14140	所得税 53710
	合計 1020497		所得税 13850	所得税 14140	所得税 53710

延納の届出 延納届出額 0000

還付される税金の所 0000

マイナンバー XXXXXXXX

○ 記載手順については、この記載例で示している「平成30年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の該当ページを参照してください。

- ◎ 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから、黒いインクのボールペンで、強く記入します。
- ◎ 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。

- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にあって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にあって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にあって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例① 縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

記入例② 1234567890

記入例③ 80000
70000

【第二表】

(所得控除の内訳)
 国民健康保険料 (税) 182,060 円
 国民年金保険料 113,820 円
 旧一般生命保険料 120,000 円

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際金額とは異なります。

手順1
7ページ
参照

手順2
8ページ
参照

24ページ
参照

手順3
13ページ
参照

平成 30 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B

FA0078

住所 〒 国税 太郎

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	項目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
給与	株式会社 ×-×	2,115,560	67,850
合計			67,850

所得から差し引かれる金額に関する事項

所得の種類	項目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
社会保険料	国民健康保険料 (税)	182,060	
社会保険料	国民年金保険料	113,820	
合計		295,880	

所得税の計算

所得金額 2,115,560 円
 所得税 67,850 円
 復興特別所得税 10,177 円
 合計 78,027 円

住民税・事業税に関する事項

住民税 10,000 円
 事業税 10,000 円

最終課税所得 2,037,533 円
 最終課税所得税 67,850 円

第一表 平成30年分以降適用 (○) 適用は「表」の「適用期間」に「○」を記入してください。○は「適用期間」の欄に記入してください。

(参考) 給与所得の源泉徴収票

平成30年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所 又は 居所 〇〇市△△町×-×-×	(受給者番号)																		
		(役職名)																		
		氏名	(フリガナ) コクゼイ タロウ 国税 太郎																	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額												
給与・賞与	2,115,560				67,850															
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)		非居住者である親族の数												
有	配偶者	特定	老人	その他		特別	その他													
内	千円	円	人	人	人	人	人	人	人	人										
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額												
内	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円										
(摘要)																				
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	円	旧生命保険料の金額	円	介護医療保険料の金額	円	新個人年金保険料の金額	円	旧個人年金保険料の金額	円										
住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除適用款	円	控除開始年月日(1回目)	年	月	日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	円	住宅借入金等年末残高(1回目)	円										
	住宅借入金等特別控除可能額	円	控除開始年月日(2回目)	年	月	日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	円	住宅借入金等年末残高(2回目)	円										
(源泉・特別)控除対象配偶者	(フリガナ)	氏名	区分	配偶者の合計所得	円	国民年金保険料等の金額	円	旧長期損害保険料の金額	円											
控除対象扶養親族	(フリガナ)	氏名	区分	16歳未満の扶養親族	(フリガナ)	氏名	区分	(備考)												
	個人番号				個人番号															
	(フリガナ)	氏名	区分		(フリガナ)	氏名	区分													
	個人番号				個人番号															
	(フリガナ)	氏名	区分		(フリガナ)	氏名	区分													
	個人番号				個人番号															
	(フリガナ)	氏名	区分		(フリガナ)	氏名	区分													
	個人番号				個人番号															
未成年者	外国人	死亡退職者	乙欄	本人が障害者	その他	寡婦	特別	勤労学生	中途就・退職	受給者生年月日										
									就職	退職	年	月	日	明	大	昭	平	年	月	日
									○	30	5	31			○			59	11	2
支払者	住所(居所)又は所在地	〇〇区〇〇 ×-×-×																		
	氏名又は名称	〇〇産業株式会社 (電話) ××-××××-××××																		

【ご注意】

◎ 支払者から受領した「給与所得の源泉徴収票（原本）」を添付書類台紙に貼って提出しなければなりません。